

# つちはし事務所通信

# 11

## November 2017



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com) 発行日: 2017年11月1日

## トピックス 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し④

平成 29 年度税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成 30 年分以後の所得税から適用されることになっています。

今回は、この見直しに伴う、「各種申告書等の様式変更等」を紹介します。



### 各種申告書等の様式変更等

平成 30 年分から「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められ、年末調整において配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出することとされます。また、他の申告書等についても、記載事項の変更等が行われることになっています。次の表をご覧ください。

| 改正前                               | 改正後                    |  |
|-----------------------------------|------------------------|--|
| 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書                | 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書     | 記載事項の変更等<br>★その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出                                  |
| 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書                | 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書     | 記載事項の変更等<br>★その年の最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに提出                                |
| 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書            | 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書 | 記載事項の変更等<br>★その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出                                  |
| 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書 | 給与所得者の保険料控除申告書         | ・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」との兼用様式を廃止<br>★その年の年末調整の時までに提出                         |
|                                   | 給与所得者の配偶者控除等申告書        | ・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を改定<br>・「給与所得者の保険料控除申告書」との兼用様式を廃止<br>★その年の年末調整の時までに提出 |
| 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿                | 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿     | 記載事項の変更等<br>※給与等の支払者が作成  |



注) 税務署でも、平成 30 年分以降、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式(上図の太枠部分)を配布することとされています。

今年の年末調整(平成 29 年分の給与等に関する年末調整)においては、改正前の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」を使いますのでご注意ください。改正後の書類の中で、企業において最初に使うことになるのは、一般的には「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)」ということになります。

## トビヨクス 平成 29 年度の地域別最低賃金の改定状況

平成 29 年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。すべての都道府県において増額改定が行われ、全国加重平均で対前年比 25 円の上昇となりました。徳島の最低賃金は 740 円。使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第 40 条により、50 万円以下の罰金に処されます。

### 平成 29 年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧 (徳島県と主要県のみ掲載)

| 都道府県名   | 最低賃金時間額<br>( )内は平成 28 年度 | 発効年月日    | 都道府県名 | 最低賃金時間額<br>( )内は平成 28 年度 | 発効年月日     |
|---------|--------------------------|----------|-------|--------------------------|-----------|
| 東京      | 958 円 (932 円)            | 10 月 1 日 | 徳島    | 740 円 (716 円)            | 10 月 5 日  |
| 神奈川     | 956 円 (930 円)            | 10 月 1 日 | 香川    | 766 円 (742 円)            | 10 月 1 日  |
| 京都      | 856 円 (831 円)            | 10 月 1 日 | 愛媛    | 739 円 (717 円)            | 10 月 1 日  |
| 大坂      | 909 円 (883 円)            | 9 月 30 日 | 高知    | 737 円 (715 円)            | 10 月 13 日 |
| 兵庫      | 844 円 (819 円)            | 10 月 1 日 | 福岡    | 789 円 (765 円)            | 10 月 1 日  |
| 全国加重平均額 |                          |          |       | 848 円                    | (823 円)   |

### 「第 2 回 介護フェスタ in 徳島」が開催されました！！

10/24(火) アスティとくしまにて第 2 回目となる介護のお祭り「介護フェスタ in 徳島」が開催され、無事終える事ができました。大型台風接近により一時はハラハラしましたが、当日はお天気にも恵まれ、前年度を超える 270 名様にご来場をいただきました。

今回は、スタンプラリーを実施し、屋内展示ブース 2 ヶ所・野外展示ブース・セミナー会場を行き来しながら、最新の介護機器や福祉用具に触れあい、人気講師陣のセミナー講演に耳を傾け、笑いあり・驚きありの有意義な 1 日を過ごしていただけたのではないのでしょうか。「スタンプラリーのおかげで、普段より歩いたわ〜！」などのお声もいただき、運動不足の解消にも少しはお役に立てたかもしれませんね。

たくさんのご縁と笑顔をいただいたイベントでした。ご来場ありがとうございました。



### あとがき◆つちはし事務所より

☆ 今年も最低賃金が 24 円という大幅アップで 740 円に。所定労働時間が週 40 時間の会社の場合、通勤手当や皆勤手当等を除いて 1 ヶ月 128,000 円以下の場合、最低賃金を下回っている可能性が高いので要チェックです。求人票の賃金も確認しましょう。東京に事業所がある場合は 166,000 円以下なら最低賃金割れの可能性大。うっかり昔の賃金表を改定せずに使っていて法違反となることもあるのでお気を付けください。なお造作材製造業や生産用機械器具製造業、電気機械器具製造業など特定業種では、通常より高い特定最低賃金が適用されますのでご注意ください。

☆ 10月24日火曜日、つちはし事務所が事務局を務める「介護ナビとくしま」が企画した今年で2回目となるイベント「介護フェスタ in 徳島」が開かれ、介護事業所の経営者の方など270人に参加いただきました。当日の会場の様子は NHK のニュースでも取り上げられましたので、TV で見ていただいた方もいるのでは。これも、約 30 社の協賛企業の皆様と、「介護ナビとくしま」に参加いただいている 15 社の実行委員の皆様、そして全面的にバックアップして下さっている徳島新聞ネクスト様のお蔭です。ご協力いただいた皆様、会場に来ていただいた皆様、本当にありがとうございました。

